

新型コロナウイルス感染症による岐阜県中小企業資金融資制度の取り扱い

新型コロナウイルス感染症により売上減少など影響を受けた中小企業者を支援するため、次のとおり3月5日より新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）の運用を開始しているところです。

この度、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定期間が延長されたため当資金の申込期間を延長します。

<変更内容>

| 申込期間 | 変更前 | 変更後 |
|------|---|--|
| | 令和2年3月5日(木)から <u>令和2年6月30日(火)</u> まで ※ただし、融資実行は <u>令和2年8月31日(月)</u> までとする。 | 令和2年3月5日(木)から <u>令和2年9月30日(水)</u> まで ※ただし、融資実行は <u>令和2年11月30日(月)</u> までとする。 |

<資金概要>

| | |
|------|---|
| 資金名 | 新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金） |
| 対象要件 | 新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い、市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた者 |
| 資金使途 | 経営安定のために必要な事業資金 |
| 融資条件 | <p>◆融資限度額：運転・設備 8,000万円</p> <p>◆償還期間：運転資金 7年（据置1年）以内 設備資金10年（据置1年）以内</p> <p>◆融資利率：年1.0%</p> <p>◆信用保証料：すべて必要 県補給後の利用者負担率 年0.5%（県補給率年0.2%）</p> <p>◆担保：金融機関（県信用保証協会）所定の方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>短期事業資金（償還期間が1年以内）の場合</p> <p>◆信用保証料：<u>県補給後の利用者負担率 年0%（県補給率年0.7%）</u></p> <p>《留意事項》</p> <p>1 短期事業資金は運転のみ。</p> <p>2 ただし、1年を超える条件変更は認めない。</p> <p>3 1年間で返済ができなかった場合、条件により県制度「返済ゆったり資金」等での借換ができる場合があります。</p> </div> |
| 添付書類 | ◆中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定書の写し |
| 申込期間 | 令和2年3月5日（木）から令和2年9月30日（水）まで ※ただし、融資実行は令和2年11月30日（月）までとする。 |
| 申込先 | 県内各金融機関 |